



大阪市の「簡易専用水道届け」

大阪市の給水装置工事において、10m³以上の受水槽方式の場合は申込みに際して水道局に申請する書類以外に「簡易専用水道届け」が必要なことは日常業務で皆さんが経験している通りです。ここでは「簡易専用水道届け」について調べたのでお知らせします。

1 簡易専用水道の届出先

簡易専用水道の届出先は、大阪市保健所(市内5ヶ所(裏面参照))の生活衛生監視事務所で所有者が設置した受水槽の水質の安全を確保するための維持管理を指導・監督する役所です。

*大阪市以外の場合は府下に14ヶ所ある所轄保健所の衛生課(環境衛生係り)に届出します。

2 簡易専用水道の届出書類

「簡易専用水道使用届」(様式1)----- ・簡易専用水道の使用前

「ビル管理法*¹」に適用する特定建築物に該当しているかの有無の記入欄があります。もしビル管理法に適用している建築物の場合は、所有者は建築物環境衛生管理技術者を選任して管理しなければなりません。

「簡易専用水道届出事項変更届」(様式2)----- ・建物の名称、所在地等の変更時

・建物所有者、管理者等の変更時

・給水設備の取替・構造等の変更時

「簡易専用水道廃止届」(様式3)----- ・簡易専用水道(受水槽)の撤去時

・直結増圧給水方式に変更した時

3 届出時の要点とその他

・届出部数-----2部(正・写)。受付印押印後1部返却(ネットにて届出用紙取り出し可)

・設備に変更が生じた際は速やかに変更届けを提出すること(厳密には、揚水ポンプの取替時でも必要)

・簡易専用水道の管理項目のひとつである、水質検査は指定検査機関に依頼すればその結果は自動的に保健所に提出されるようになっている。

〔参考〕

1) ビル管理法(建築物における衛生的環境の確保に関する法律)に適用する建築物*¹

1.建築物の延べ面積3,000m²以上の次のもの

(1) 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場

(2) 店舗又は事務所

(3) 学校教育法第1条に規定する学校*²以外の学校(研修所を含む)

(4) 旅館

2.建築物の延べ面積8,000m²以上の学校教育法第1条に規定する学校*²

*² 幼稚園、小・中・高・大・高専・盲・ろう・養護学校のこと。

2) 10m³以下の受水槽(小規模貯水槽)の場合も設置者が自主的に簡易専用水道に準じた管理を行なうよう啓蒙する。

名称	所在地	担当区	ご利用案内	担当事務
北郷生活衛生監視事務所	北区福町2-1-27 (北区役所2階) 電話:06-6313-9518	北区・都島区・ 淀川区・ 東淀川区・旭区	駐車場あり(有料) 駐輪場あり	
西郷生活衛生監視事務所	港区市南1-15-25 (港区役所4階) 電話:06-6576-9240	福島区・此花区・ 西区・港区・ 大正区・西淀川区	駐車場あり(有料) 駐輪場あり	環境衛生関係 理容所 美容所 クリーニング所 遊泳場 簡易専用水道
東郷生活衛生監視事務所	中央区久太郎町1-2-27 (中央区役所3階) 電話:06-6267-9888	中央区・天王寺区・ 浪速区・東成区・ 生野区・城東区・ 鶴見区	駐車場あり(有料) 駐輪場あり	食品衛生関係 飲食店等の営業 ふく販売営業 食品処理業
南東郷生活衛生監視事務所	阿倍野区旭町1-2-7-1000 (あべのメテイクス10階) 電話:06-6647-0723	阿倍野区・ 東住吉区・ 平野区	駐車場あり(有料)	
南西郷生活衛生監視事務所	住之江区浜口東3-5-16 (住之江区保健福祉センター分館) 電話:06-4301-7240	住之江区・住吉区・ 西成区	駐輪場あり	
環境衛生監視担当	阿倍野区旭町1-2-7-1000 (あべのメテイクス10階) 電話:06-6647-0763	市内全域	駐車場あり(有料)	興行場・旅館業 公衆浴場・温泉利用 特定建築物
食品衛生監視担当	阿倍野区旭町1-2-7-1000 (あべのメテイクス10階) 電話:06-6647-0743	市内全域	駐車場あり(有料)	輸出水産食品衛生証明

お問い合わせ

大阪市健康福祉局健康推進部生活衛生課

住所: 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号(大阪市役所2階)

電話: 06-6208-9981 ファックス: 06-6232-0364